令和３年４月１日版

港区保育所設備・運営基準解説

令和３年４月

港区子ども家庭支援部保育政策課

令和２年１０月２３日、港区を児童相談所設置市に指定する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」が公布され、これにより、令和３年４月から、これまで東京都が行っていた一部の事務が児童相談所設置市事務として区に移管されることとなりました。児童相談所設置市事務の中には「児童福祉施設に関する事務」が含まれており、これまで東京都が行っていた、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に基づく保育所の設置認可についても、区が行うこととなりました。

本書は、港区における保育所の設置認可に係る基準のうち、次の条例等に規定する施設・設備及び職員配置に関する内容を中心に解説したものです。

・「港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下**「条例」**という。）
・「港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」（以下**「施行規則」**という。）
・「港区保育所設置認可等事務取扱要綱」（以下**「要綱」**という。）

また、保育所は、上記条例等のほか、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条に規定する特定教育・保育施設として、同法第３４条第２項の規定により区が定める「港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の規定に従って運営しなければなりません。

保育所は、これらの基準の遵守を継続することはもちろん、保育の質の維持・向上を常に図りながら保育を行う必要があります。

<目 次>

第１ 保育所運営の基本

１ 基本的な考え方 ……3

趣旨・解説 ……4

第２ 建物、設備の基準

１ 安全確保のための基本構造 ……5

（１）非常口及び避難路 ……5

趣旨・解説 ……5

① 非常口 ……5

② 避難路 ……5

③ 建物から公道への最終的な避難位置 ……6

（２）耐震性能に関する要件 ……9

趣旨・解説 ……9

（３）設備全般に関する留意事項 ……9

趣旨・解説 ……9

① 指つめ防止策 ……9

② 不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策 …9

③ 照明器具等の飛散防止策・落下防止策、
備品等の転倒防止策 ……10

④ ガラスへの衝突防止 ……10

⑤ 建具などの面取り等 ……10

⑥ 感電防止 ……10

⑦ 転落防止策 ……10

⑧ 進入防止策 ……11

⑨ 階段等の安全対策 ……11

⑩ 覗き見防止策 ……11

⑪ 開き戸の安全対策 ……11

⑫ 安全かつ地域の理解を得られるデザイン ……11

２ 建物の階数及び保育室等の設置階 ……13

趣旨・解説 ……14

① 総則 ……14

② 保育室等を４階以上に設置する場合 ……15

３ 屋外遊戯場の設置及び面積 ……17

趣旨・解説 ……17

① 屋外遊戯場の基準面積の考え方 ……17

② 屋上の取扱いについて ……18

③ 代替遊戯場について ……18

４ 保育室等の基準設備 ……19

趣旨・解説 ……20

① 保育室等の配置 ……20

② 保育室等の基準面積 ……20

③ 区画 ……21

④ 医務室 ……21

⑤ 調理室及び調乳スペース（室） ……21

⑥ 便所 ……22

⑦ その他衛生関係設備 ……22

（ア）手洗用設備 ……22

（イ）汚物流し ……22

（ウ）沐浴設備 ……22

⑧ 自転車駐輪場及びバギー置場 ……22

第３ 職員の配置・運営の基準

１ 職員の配置 ……23

（１）職員配置基準の基本的な考え方 ……25

趣旨・解説 ……25

（２）保育士の配置基準 ……26

趣旨・解説 ……26

（３）調理員の配置 ……27

趣旨・解説 ……27

２ 施設長の要件 ……28

趣旨・解説 ……29

３ 非常災害対策 ……30

趣旨・解説 ……30

４ 運営規程・重要事項説明書の作成 ……31

趣旨・解説 ……31

５ その他 ……32

第１ 保育所運営の基本

１ 基本的な考え方

条例

第１章　総則
（最低基準の向上）
第４条　区長は、港区児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
２　区は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）
第５条　児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。
２　最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）
第６条　児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
２　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
３　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
４　児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
５　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）
第８条　入所者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、かつ、児童福祉事業に熱意のある者であって、児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）
第９条　児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
２　児童福祉施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）
第１４条　児童福祉施設は、入所者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。
２　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
４　児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

第５章 保育所
（保育の内容）
第４５条　保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和２３年厚生省令第６３号）第３５条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に従うものとする。

趣旨

第４条及び５条は児童福祉施設においては最低基準を超えて設備及び運営を向上させる義務があることを規定したものである。

第６条は児童福祉施設の運営及び構造設備の一般原則について、第８条及び第９条は児童福祉施設における職員の総則について、第１４条は衛生管理に関する責務について、第４５条は保育所における保育の内容を規定したものである。

解説

保育所は、児童の健全な心身の発達を図ることを目的としており、児童の福祉の積極的な増進にふさわしい生活の場でなければならない。そこで、保育所における児童の生活の基本である児童の健康・安全及び人材の確保・育成を含む保育の質について、施設・設備及び運営の両面から条例、施行規則、要綱、通知等に明記されている内容を超えて、更なる向上に向けた取組を継続的に行うことが義務付けられている。

具体的には、施設・設備及び運用面での安全衛生への配慮、児童が安心して落ち着いた環境の中で生活ができるよう、児童及び保護者との信頼関係の構築ができる職員体制や各職員の資質向上に向けた様々な取組、地域や関係機関との連携、保育所運営における透明性の確保等が重要である。

また、保育所は、「保育所保育指針」に従って運営しなければならない。

第２ 建物、設備の基準

１ 安全確保のための基本構造

（１）非常口及び避難路

要綱

（建物及び設備の基準）
第６条
（２）非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に２か所２方向設置されていること。この場合において、各部屋から公道（区道に準ずるものとして区市町村が指定した通路等（※）を含む。）に至るまでの２つの経路は、途中で交わってはならない。

（※）区道に準ずるものとして区市町村が指定した通路等の例
港区有通路条例に基づく指定を受けた区有通路、港区法定外公共物管理条例に規定する法定外公共物

趣旨

非常時において安全に避難するための基準について規定したものである。条例第６条第４項及び第５項を具体化した規定の一つである。

解説

保育所は、非常口を２か所以上設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないよう、２方向以上の避難路を確保しなければならない。

①　非常口

非常口とは、保育所に設置される出入り口を指す。次のとおりそれぞれ２か所２方向以上設置しなければならない。

	設置数及び設置場所
保育施設の非常口	（建物全体を保育所が専用する場合） 当該建物に２か所２方向以上とし、原則１０m以上離して設置すること。
	（複合ビルの一部分に保育所を設置する場合） 保育所部分及び当該建物にそれぞれ２か所２方向以上とし、建物からの非常口は原則１０m以上離して設置すること。
保育室等の非常口 （「保育室等」とは、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等子どもが出入りする各室・スペースをいう。）	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室等子どもが出入りする各室・スペース全てに、それぞれ２か所２方向以上とする。 ２つの非常口はできる限り離れていることが望ましい。

②　避難路

避難路は、各保育室等から建物外に出て公道（区道に準ずるものとして区市町村が指定した通路等を含む。）まで退避できるものとし、２経路以上確保しなければならない。なお、次の要件を満たすこと。

・経路は重複してはならない。
・０歳児室及び調理室を経路として通過してはならない。
・避難路は、幅１．５メートル以上（※）を確保することが望ましい。

（※）避難路の幅員の考え方
　幅１．５メートル（階段は、手すり等を除く内法）は、避難時に保育士が両手で園児と手を繋いだ状態であっても支障なく通過できるおおよその幅である。避難路のうち一部分のみ幅１・５メートルを満たさない場合であっても、直ちに避難路としての要件を満たさないことにはならないが、当該部分についても安全かつ迅速に避難ができる適切な幅がなければならない。
　また、避難路全体で幅１．５メートルを満たしていたとしても、避難に当たって障害となる物が置かれているなど、安全な避難ができると認められない場合は当該物の除却を求め、又は避難路として認めない可能性もある。

また、公道に出るまでの間、私道や隣地の通路等を避難路とする場合は、保育所児童が避難路として使用することについて、当該私道等の所有者と覚書等を取り交わさなければならない（私道等が当該保育所敷地の所有者である場合は不要。）。

公道に出てから、災害に応じた避難場所に至るまでの経路についても、同様の考え方に基づいて想定しておくことが望ましい。

③　建物から公道への最終的な避難位置

建物を出てから公道へ至るまでの避難路についても、２か所２方向以上とし、常に原則１０ｍ以上離すこと。

【例１】　複合ビルの２階以上の一部分に保育所を設置する場合

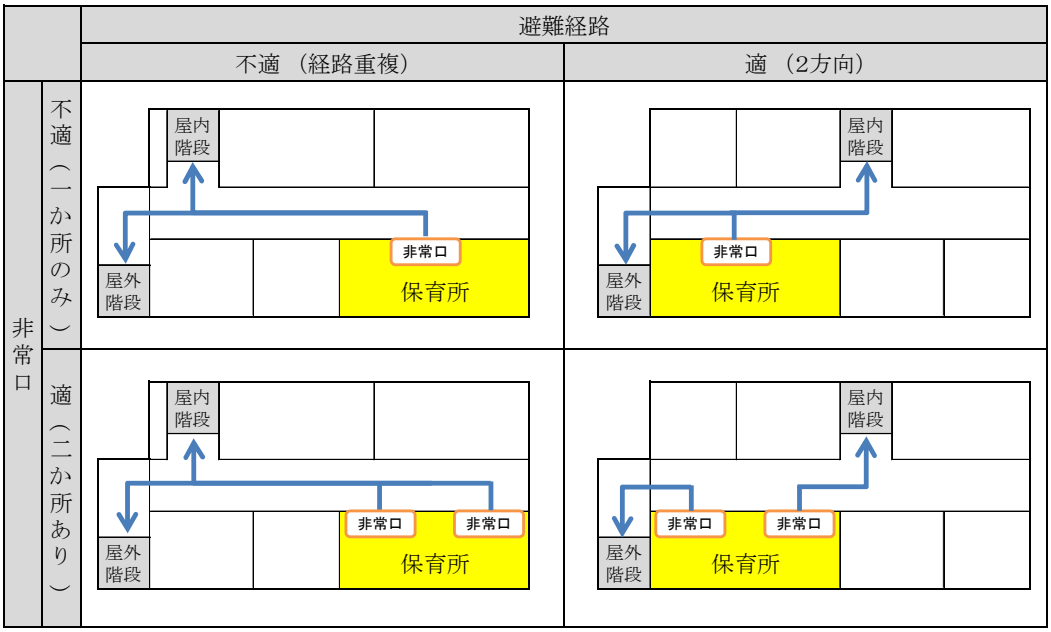

【例２】　保育室等の非常口及び避難路

●各保育室等全てに、それぞれ２か所２方向以上の非常口及び避難路を設置

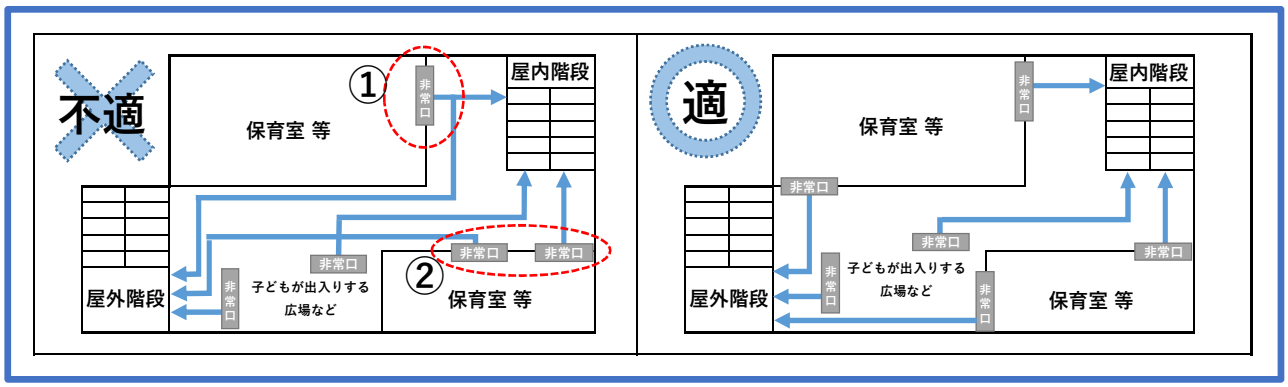

＜不適の例＞

① 非常口が１か所しか設置されていない。

② **避難路**は２方向確保されているが、２つの**非常口**同士ができる限り離れているとはいえず、２か所設置されているとは認められない。

＜適の例＞

全ての保育室等において２か所２方向の非常口及び避難路が確保されている。

●経路は重複してはならない

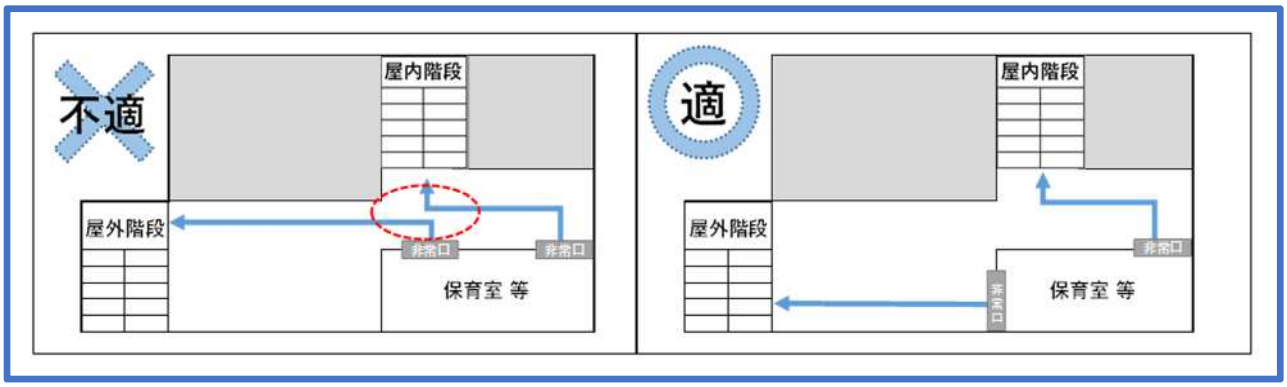

＜不適の例＞

経路が重複している。

＜適の例＞

経路が重複せず、できる限り離れた場所に２方向確保されている。

【例３】　「建物からの非常口」及び「建物から公道への最終的な避難位置」

●２つの公道に接道している場合

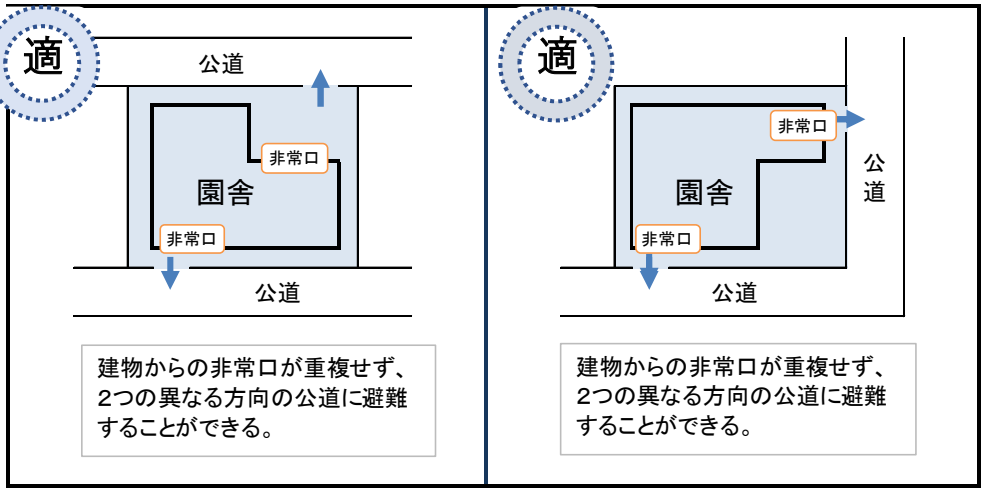

●１つの公道にのみ接道している場合

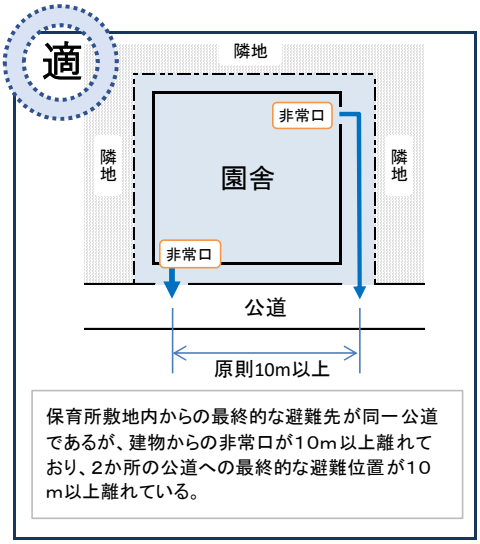

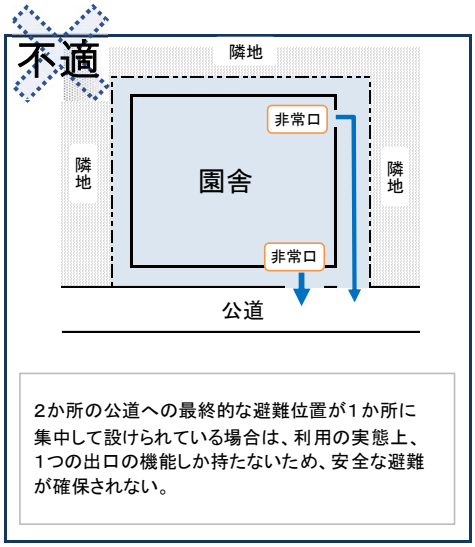

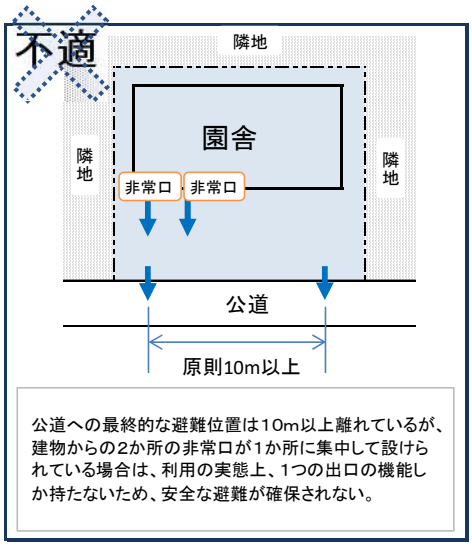

（２）耐震性能に関する要件

要綱

（建物及び設備の基準）
第６条
（４）乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室（以下「保育室等」という。）及び医務室がある建物は、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
ア　建築基準法における新耐震基準（昭和５６年６月１日施行）により建築された建物
イ　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成１８年国土交通省告示第１８４号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはＩｓ値０．７以上かつ、ｑ値１．０以上若しくはＣｔｕＳｄ値０．３以上、木造の建築物にあってはＩｗ値が１．１以上であることが確認された建築物

趣旨

施設の基準について防災上の観点から規定したものである。条例第６条第４項及び第５項を具体化した規定の一つである。

解説

非常災害時に子どもの命を守るとともに、区民の安全・安心の要求に応えるため、保育所は十分な耐震性能を備えることを要件としている。

イに該当する場合の「当該事実を客観的に証明できる書類」は、指定確認検査機関、一級建築士、二級建築士（当該建物が建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第３条の規定に該当する場合を除く。）、登録住宅性能評価機関、地方公共団体のいずれかが、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年国土交通省告示第１８４号）に定める方法により耐震診断を行った上で発行する証明書を指す。

（３）設備全般に関する留意事項

趣旨

条例第６条第４項及び第５項に基づき、施設・設備の安全性を確保するために配慮すべき事項を示すものである。

解説

施設・設備の安全性を確保するために配慮すべき事項を例示する。

①　指つめ防止策

児童の安全を確保するため、保育室等の出入口、児童用トイレ、ベビーゲートなど、児童が通常出入する戸、扉等、必要に応じて指つめ防止を施すこと。児童が出入りする場所については、児童の手が届く高さの範囲について、対応が必要である。

・引き戸：ソフトクローズ、戸に緩衝材の設置など
・開き戸、折れ戸：折れる部分に蛇腹を設置、緩衝材の設置、扉と床の隙間を少なくするなど
・可動式間仕切り：間仕切り付帯の戸部分の指つめ防止、収納時に固定できる仕様にするなど

②　不審者の侵入防止・児童の飛び出し等防止策

不審者の侵入を防止するため、保育所の出入口は施錠を行うこと。施設に入る際に顔等人物を確認できるようにすること。

出入口はモニタ、オートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って児童が保育所の外に出ることのないよう安全が確保された設備・構造とすること。

例えば、敷地境界部分に門扉を、保育所建物出入口（メインエントランス）に扉を設け、モニタ、オートロックを門扉にのみ設置し、開所時間中、建物出入口を開放した場合、外部

から建物内へ不審者が侵入する恐れがあり、不審者侵入防止策としては不十分である。そのため、保育所建物の出入口（メインエントランス）の扉には、モニタ、オートロックの設置を基本とすること。
フェンスは児童の飛び出し及び不審者の侵入防止に配慮した構造にすること。

③　照明器具等の飛散防止策・落下防止策、備品等の転倒防止策

地震や遊具等がぶつかることなどによる落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策が講じられていること。ガラスは使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮すること。

棚やロッカー等の備品について、転倒防止策を講じること。

棚上のもの等については落下防止策を施すこと。

吊り戸棚については耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。

④　ガラスへの衝突防止

ガラスを用いた窓や扉等については、柵等を設置することなどにより、衝突の防止を図ること。

また、無色透明なガラスについてはシールを貼ることなどにより、児童がガラスを認識できる工夫を行い、衝突防止を図ること。

⑤　建具などの面取り等

保育室等、児童用トイレ、玄関など、児童が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、児童が怪我をしないよう面取り等を施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮すること。

突起物等への配慮（例）

・トイレの分岐金具にカバーを取り付ける

・荷物掛けはフックが飛び出したままで固定されない仕様にする

⑥　感電防止

コンセントについては児童の手の届かない場所（高さ）への設置や、カバーやシャッター付きのものにすることなどにより、児童の安全性を確保すること。

カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮すること。

⑦　転落防止策

保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、屋上等の児童が通行、出入りする場所には、児童の転落を防止するため柵等を設けること。（または窓の開閉を児童が行なえないようにする等の設備を設けること。）階段については、児童が１人で昇降しないよう降り口に児童が開閉できない柵を設ける等、児童の転落防止に十分留意すること。

転落防止用の柵等については、児童が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから１２０㎝ 以上、幅は内法８㎝ 以下を基本とするなど、児童の安全を確保すること。

また、窓の近くやベランダに、足がかりとなるようなものを置かないこと。

⑧　進入防止策

児童が通常出入りしない、事務室、倉庫、収納、パイプスペース、ダクトスペース等の場所については、児童が誤って立ち入ることのないよう、手の届かない位置に鍵を設置する等の対応を図ること。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、児童の火遊び防止のために必要な進入防止措置等の対策を講じること。

エレベーターにおいても同様に、エレベーター内への進入防止の措置を行うこと。

⑨　階段等の安全対策

階段・傾斜路等には、児童が安全に使用することができる手すりを設置することなどにより、児童の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

階段は、児童だけで立ち入ることができない仕様とすること。

⑩　覗き見防止策

人権への配慮、防犯等の観点から、外部から保育所内が容易に覗けないよう対応を図ること。保育室には、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付する等により対策を講じること。

⑪　開き戸の安全対策

保育室内に面した扉は引き戸が望ましい。スペースの都合上、保育室側に開く扉を設置する場合は、扉に窓を設置して、児童がいないか確認できる構造とすること。

⑫　安全かつ地域の理解を得られるデザイン

建物内部の天井・壁の仕様は、安全に利用及び管理等ができるよう、仕上げボード等を設置すること。壁や天井の打ちっぱなし、ダクトむき出しは不可とする。

建物の外観は、地域の理解を得られないような奇抜な色及びデザイン等は、原則として認めない。保育園としてのデザインコンセプト等がある場合は、事前に区に協議すること。

MEMO

2 建物の階数及び保育室等の設置階

条例

（設備の基準）

第４２条

３　保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室(以下「保育室等」という。)を２階以上に設ける場合は、区規則で定める基準を満たさなければならない。

施行規則

（保育所の設備の基準）

第１２条　条例第４２条第３項に規定する区規則で定める基準は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を２階に設ける場合にあっては第１号、第２号及び第６号に、３階以上に設ける場合にあっては次の各号のいずれにも該当することとする。

１　耐火建築物(建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を３階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。

２　保育室等を設ける次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備を一以上設けること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和２５年政令第３３８号)第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
３階	常用	1 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から３階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。) 2 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
４階以上	常用	1 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第１０号を満たすものとする。) 2 建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段

３　前号に掲げる施設及び設備を避難上有効な位置に設け、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が３０メートル以下となるように設けること。

４　保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分を建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第１１２条第１項に規定する特定防火設備で区画すること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けること。

イ　スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けること。
ロ　調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じること。
5　保育所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。
6　保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けること。
7　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けること。
8　保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理を施されたものを使用していること。

要綱

（建物及び設備の基準）
第６条
（６）その他「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成２６年９月５日付雇児発０９０５第５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第２の基準を満たしていること。

趣旨

施設・設備等の基準について、主に防災上の観点から規定したものである。

解説

施設の構造及び設備は、建築基準法等の建築関係諸規定に適合する必要があるとともに、条例等により、建築基準法に加えて一層の安全性が求められることに留意すること。

① 総則

ア　保育室等は、特別の理由のない場合は、１階に設けることが望ましい。なお、保育所の建物等については、条例、施行規則及び要綱等に基づく認可基準に適合し、建築基準法等の関係諸規定に適合する必要があることは言うまでもないが、特に保育室等を２階以上に設ける場合は、乳幼児の特殊性にかんがみ、防災設備の一層の向上に努めるとともに、条例第７条による避難訓練の実施、消防機関の協力の確保等に万全を期すること。

イ　保育室等を２階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備の全てについて最も高い階に設ける場合の基準が適用される。

ウ　施行規則第１２条で規定される設備の基準は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成２６年９月５日付雇児発０９０５第５号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」（以下「国通知」という。）第２の基準を満たしていること。

エ　港区への手続に当たっては、以下を行うこと。

（ア）　検査済証、用途変更の確認済証等の建築基準法等の建築関係諸規定に適合していることの分かる書類を提出すること。

（イ）　保育室等を２階以上に設置する場合は、保育室等の基準を満たすことを確認するため、一級建築士による施行規則第１２条を満たすことの証明書を提出すること。

（ウ）　保育室等を３階以上に設置する場合は、次の手続等を行うこと。

ａ　設置者又は防火管理者になる予定の者は、認可申請前に消防機関に相談を行い、消防設備及び消防計画の内容が、消防法その他関係法令に適合することを確認すること。

ｂ　施行規則第１２条第１項第４号にある調理室を区画する特定防火設備は、遮煙性能を有すること（建築基準法施行令第１１２条第１４項第２号の要件を満たすこと）。

② 保育室等を４階以上に設置する場合

保育室等を４階以上に設置する場合においては、国通知・別添の内容に留意した施設整備を行うこと。

［国通知 別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」抜粋］

１．保育所を高層階に設置する場合の検討事項

① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。

※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。

② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

２．階段等の設置に関する検討事項

① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。

※ 外部からの救助を待つことができるスペース（以下「待避スペース」という。）の整備については、以下を参考に取り組むことが望ましい。（国通知 別添 １①関係）

ａ　待避スペースの要件及び面積について

（ａ）待避スペースの要件

○ 避難階段前の付室・区画された部屋

建築基準法施行令第１２３条第３項第１号、２号、３号、４号、６号及び１０号に規定する特別避難階段の付室の構造基準を満たすこと。なお、避難用設備として特別避難階段を整備する場合は、同設備の付室を待避スペースと兼ねることができる。

区画された部屋は、施行規則第１２条第１項第２号の表中「４階以上」欄に掲げる設備に隣接するなど避難上有効な位置に設けられること。

○ 保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペース

建築基準法施行令第１２３条第３項に規定する特別避難階段のバルコニー又は次の要件を満たす屋外のスペースを指す。

・ 保育室等がある階の上下一階の範囲内に配置されていること。
・ 地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられること。
・ 屋内からの出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
・ 油その他引火性のものを置かないこと。
・ 待避スペースの周囲には金網等を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
・ 警報設備が当該スペースまで通ずるものとし、当該スペースから非常を知らせる設備を設けること。

（ｂ）待避スペースの面積

待避スペースの面積は、４階以上に設置される保育室等の面積（※）の１／８以上の広さがあること。

（※）当該階に設置される保育室等を利用する園児数に、条例第４２条に規定する園児一人につき必要な面積（0～1歳3．3㎡、2歳以上1．９８㎡）を乗じた面積をいう。

b　待避スペースを設ける場合の自衛消防活動について

災害時の避難行動の基本は自衛消防活動にあることから、待避スペースを設ける場合においても、屋外避難を想定した訓練を実施する必要があることに留意すること。

（参考）建築基準法施行令第１２３条第３項

一　屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
二　屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
三　階段室、バルコニー及び付室は、第６号の開口部、第８号の窓又は第１０号の出入口の部分（第１２９条の１３の３第３項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
四　階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。
五　階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
六　階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々１平方メートル以内で、法第２条第９号の２ ロに規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から９０センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第１１２条第１０項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
七　階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。
八　階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
九　バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。
十　屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第１項第６号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
十一　階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
十二　建築物の１５階以上の階又は地下３階以下の階に通ずる特別避難階段の１５階以上の各階又は地下３階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第一(イ)欄(一)項又は(四)項に掲げる用途に供する居室にあつては１００分の８、その他の居室にあつては１００分の３を乗じたものの合計以上とすること。

3 屋外遊戯場の設置及び面積

条例

(設備の基準)
第４２条
２　保育所(満２歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
一　保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第３号において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けること。
二　保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。
三　満２歳以上の幼児一人につき、保育室又は遊戯室の面積にあっては１．９８平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあっては３．３平方メートル以上とすること。

要綱

（建物及び設備の基準）
第６条
（１）基準設備、面積等については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすこと。〈一部抜粋〉

区 分	要 件
屋外遊戯場	条例第４２条第２項第３号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。

趣旨

屋外遊戯場の基準について規定したものである。

解説

① 屋外遊戯場の基準面積の考え方

屋外遊戯場の基準面積は、児童が実際に遊戯できる面積(※)を確保する必要があるため、敷地内の狭小な空地や、主に通路として使用される部分等は屋外遊戯場の基準面積に算入してはならない。

また、屋外遊戯場は１か所で確保することが望ましい。分割して屋外遊戯場を設置する場合であっても、少なくとも、普段の保育で一つのグループとして活動を行っている児童がまとまって活動できるスペースを確保すること。

（※）児童が実際に遊戯できる面積の考え方
上記の考え方のほか、例えば相当な段差をもって屋外遊戯場と接続しているウッドデッキなどは、屋外遊戯場と一体のものとして遊戯をすることが困難であり、屋外遊戯場の基準面積には算入しないことがある。また、大きな樹木、噴水など大規模な構造物等については基準面積に算入しないことがある。

例１）原則的な形状

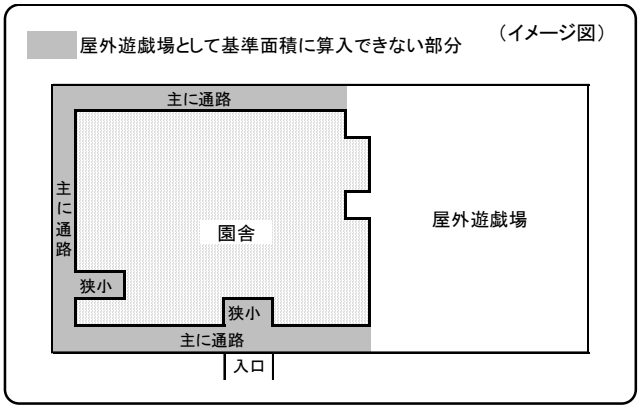

例２）分割して設置する場合

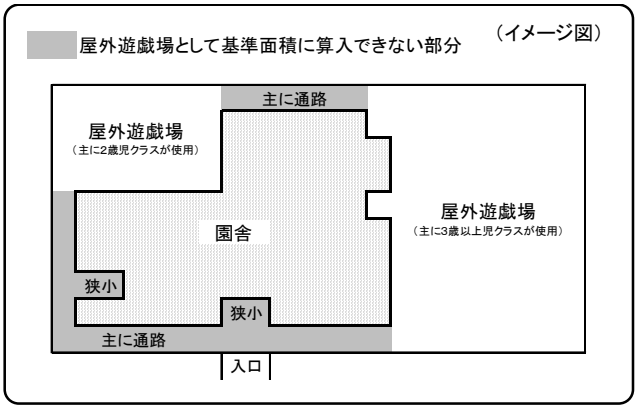

② 屋上の取扱いについて

屋上を屋外遊戯場として使用する場合においては安全性を確保するため、２方向避難経路の確保、児童の転落防止や遊具の落下防止等に万全を期すほか、国通知第２の１（４）及び同５の基準を満たす必要がある。

なお、バルコニー、テラス等を屋外遊戯場とする場合も、屋上を屋外遊戯場とする場合と同様の取扱いとなる。

［国通知抜粋］

第２　保育所の設備基準について（設備運営基準第３２条第８項）

１　総則

（４）保育室等を１階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、二方向避難の趣旨を踏まえ、通常の歩行経路のすべてに共通の重複区間があるときにおける当該重複区間の長さに配慮されたいこと。

５　屋外遊戯場は、地上に設けるものが通例であるが、耐火建築物においては、屋上が利用できることに伴い、用地が不足する場合は、地上に利用可能な場所がない場合に限り、屋上を屋外遊戯場として利用することも考えられること。ただし、屋外遊戯場の性格にかんがみ、屋上に屋外遊戯場を設ける場合においては、設備運営基準第３２条第６号に基づく最低基準の規定によるほか、次の点につき十分指導されたいこと。

（１）保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。

（２）屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。

（３）防災上の観点から次の点に留意すること。

（ア）当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。

（イ）屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。

（ウ）屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。

（エ）油その他引火性の強いものを置かないこと。

（オ）屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。

（カ）警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。

（キ）消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

※ ５（３）（ウ）について、扉に限らず、屋上・バルコニー・テラスに通じる部分の扉・窓など全ての開口部を特定防火設備とすること。

③ 代替遊戯場について

代替遊戯場を利用する場合は、保育所から代替遊戯場までの安全な移動が可能でなければならない。当該移動経路については、必ず事前に、現地で安全確認を行うこと。また、代替遊戯場は保育所からの道のりが概ね350m以内（園児の徒歩で概ね５分以内）の距離であることが望ましい。

代替遊戯場には、水飲み場とトイレが設置されていなければならない。ただし、代替遊戯場が保育所と近接している場合又は代替遊戯場に隣接する公共施設等に児童が支障なく使用できる水飲み場とトイレが整備されている場合は、この限りではない。

４　保育室等の基準設備

条例

（設備の基準）

第４２条　保育所(乳児又は満２歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一　乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二　乳児室又はほふく室は、保育に必要な用具を備えること。

三　乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満２歳に満たない幼児１人につき３．３平方メートル以上であること。

２　保育所（満２歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一　保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第３号において同じ。)、医務室、調理室及び便所を設けること。

二　保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

三　満２歳以上の幼児１人につき、保育室又は遊戯室の面積にあっては１．９８平方メートル以上、屋外遊戯場の面積にあっては３．３平方メートル以上とすること。

３　保育所は、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室(以下「保育室等」という。)を２階以上に設ける場合は、区規則で定める基準を満たさなければならない。

要綱

（建物及び設備の基準）

第６条　設置者は、保育所の構造及び設備について、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令並びに条例及び規則に定めるもののほか、採光、換気等入所児童の保健衛生及び危険防止に十分な注意を払うとともに、次に掲げる基準による設備を有し、適切に運営しなければならない。

（１）基準設備、面積等については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件を満たすこと。

区 分	要 件
乳児室又はほふく室	条例第４２条第１項第３号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第４２条第２項第３号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。 屋外遊戯場を保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所とする場合であって、当該場所が保育所から遠方にあるときは、保育室とは別に遊戯室を設けるよう努めること。
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等内への設置も可とする。
屋外遊戯場	条例第４２条第２項第３号に定める面積を、児童が実際に遊戯できる面積として確保すること。保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
調理室	定員に見合う面積、設備を有すること。
便所	定員に見合う面積、設備を有すること。 便器の数は、おおむね幼児２０人につき１以上であること。

（５）入所児童の送迎のための自転車駐輪場及びバギー置場については、次の基準による台数分の区画を確保するよう努めること。なお、自転車駐輪場及びバギー置場の自動車の駐車場との兼用は、原則として認めない。

ア　自転車駐輪場　定員数１２人につき１台

イ　バギー置場　１歳児の定員数に２を除して得た数に０歳児の定員数を加えて得た数の台数

港区保育扶助要綱

別記１

（設備及び運営）

２　設備及び運営については、次に掲げる要件を満たすこと。

（１）零歳児１人につき、乳児室及びほふく室を通じて５平方メートル以上とすること。ただし、零歳児を取扱い定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱い定員を超えた人員１人につき、３．３平方メートル以上あれば差し支えない。

趣旨

保育室等、医務室、調理室及び便所の基準並びに自転車駐輪場及びバギー置場の確保について規定したものである。

解説

① 保育室等の配置

保育室等のほか、児童が使用する場所（医務室、児童用便所等）は、適切な保育環境や安全な避難経路確保の観点から、地上階に置くものとし、地下階に設置することは認められない。なお、当該階が建築基準法施行令第１３条第１号に定める避難階と認められる場合は、当該階を１階とみなすことができるが、建築主事と連携し、建築基準関係規定に適合していることを確認すること。

② 保育室等の基準面積

条例４２条第１項及び第２項並びに港区保育扶助要綱に規定する基準面積は次のとおり。

０歳児室	１歳児室	２～５歳児室	遊戯室	屋外遊戯場
５.０㎡／１人 ※	３.３㎡／１人	１.９８㎡／１人	１.９８㎡／１人	３.３㎡／ ２歳児以上１人

※ ０歳児室は、認可基準上は０歳児１人につき３.３㎡以上だが、港区保育扶助要綱に基づく補助対象となるためには、０歳児１人につき５㎡以上の有効面積を確保する必要がある。

【有効面積について】

条例に定める上記の基準面積は、保育を実施するに当たって有効な面積を指す。そのため、建具や固定式家具等を配置する箇所は有効面積に含めることはできないが、一日のうち特定の時間帯のみ保育を目的として配置するものについては有効面積に含めることができる。具体的には当該物の使用の形態や頻度等に応じて個別に判断することとなる。

a 有効面積に含めることができるもの（例）

- 食事の際に使用する机、椅子
- 遊びの時間に使用する遊具
- 吊り戸棚等、床から１８０㎝以上上部に取り付けられているもの
- 乳児室等に設置されているベビーベッド

b 有効面積に含めることができないもの（例）

- ロッカーや棚、本棚等、常設のもの
- ピアノやオルガン等、可動式であっても常時保育室等内に配置されているもの

【参考】保育所における乳児に係る保母の配置基準の見直し等について（平成１０年４月９日児発第３０５号厚生省児童家庭局長通知）（抜粋）

乳児保育指定保育所及び乳児保育指定外特例保育所（以下「指定保育所等」という。）については、今般、平成１０年４月８日児発第２８３号「特別保育事業の実施について」により廃止されたところであるが、今後とも、乳児の保育を行う保育所にあっては、従来の指定保育所等の要件となっていた設備及び職員の基準（乳児室及びほふく室の面積基準、保健室・調乳室・沐浴室の設置、乳児保育に経験を有する保母の配置及び保健婦（又は看護婦）の配置）を満たすよう指導すること。なお、乳児の待機が多い地域においては、一時的にこうした基準を満たせなくてもやむを得ないものであるが、この場合であっても、最低基準を遵守するとともに、こうした基準を満たすよう努力すること。

③　区画

室内での遊び・活動を基本とする０歳児及び１歳児は、ほふくスペースを確保することなどを目的として、２歳以上児とは基準面積が異なるものであり、少なくとも０歳、１歳、２歳以上の保育スペースについては明確に区別できるものとすること。

特に、０歳児室については安全性への配慮等から、他の児童が立ち入れないよう物理的に区画すること。

区画に当たっては、他の児童と別の部屋にすることが望ましいが、やむを得ず別の部屋を設けずに柵等により保育室等を区画する場合は、柵等の倒壊や転倒がないよう安全性を確保すること。

④　医務室

医務室は、健康診断、応急措置、休養のための家具、機器を配置できる面積を確保することが望ましい。

また、医務室には医薬品等を備えること。特に体温計、水枕、消毒薬、絆創膏等衛生用品は最低限備えるとともに、医薬品等を安全に保管できる什器を備えること。

なお、事務室内に医務コーナーを設ける場合においても、前述の家具、機器類の配置に必要なスペースを確保し、医務コーナーの近くに安静を阻害するようなＯＡ機器等を配置しないようにするとともに、カーテンで区切るなどして静養できる環境を確保すること。

⑤　調理室及び調乳スペース（室）

食中毒の予防は最も注意を払うべき安全管理の一つであり、新規設置だけでなく、改修を行う場合にも、調理室や調乳スペースの設備構造や運用について所管の保健所に必ず相談するとともにその指示に従うこと。

○　調理室

港区では、アレルギー、宗教食への配慮、必要な栄養素量の確保など、利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた適切な食事の調理がなされることを目的に全ての園児に対する自園調理を義務付けており、食事の外部からの搬入は認めていない。そのため、調理室は必ず設置すること。

調理室は、安全衛生の観点から出入口や窓など開放可能な設備の開閉は最小限にするとともに、外部に開放される部分には網戸、エアカーテン、自動ドア等を設置し、昆虫や鼠族の侵入を防ぐこと。感染管理の面から、調理員専用のトイレが設けられていることが望ましい。

また、適切な保育環境を確保する観点からも、調理室は保育室等への音や臭いが漏れることを防ぐとともに児童の安全性を確保するために、保育室等と明確に区画し、密閉できる構造となっている必要がある。

具体的には、調理室の構造及び設備は、食品製造業等取締条例に定める給食施設の施設基準を満たすこと。また、食品製造業等取締条例第２条に定める給食供給者の要件に該当する場合は、同条例第５条の６の規定に基づき保健所へ届出を行うこと。

なお、調理室に立入ることが可能なのは、基本的に、調理員としての健康チェックが適切になされている職員のみである。

○ 調乳スペース（室）

乳児の保育を行う施設は、調乳スペース（室）を設置することが望ましい。

保育室等内に調乳スペース（室）を設ける場合は、柵等を設けることにより、保育室等内と完全に区画し、児童が立ち入れないようにすること。

保育室等内に調乳スペース（室）を設けない場合は、調理室において調乳を行うこと。この場合、調理員による調乳を基本とし、保育士が調乳のために保育室等を離れることによって児童の安全が損なわれることのないよう注意すること。

⑥ 便所

一人一人の排泄の感覚や発達段階等に応じた対応が行えるよう、保育室等が設置されたフロアごとに、当該フロアで保育を予定している児童の年齢構成や定員に合った設備を整えること。便器の数は、おおむね幼児２０人につき１以上備えなければならない。また、トイレトレーニング中の児童など、年齢に応じて児童が安心して利用できるよう配慮した個数を備えることが望ましい。

便所には保育室等用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。

⑦ その他衛生関係設備

その他水回りの衛生関係設備として、手洗設備のほか、原則として汚物流し及び沐浴設備を設置すること。

（ア）手洗用設備

衛生面の配慮から、保育室等用の手洗設備と便所用の手洗設備は別に設けること。

児童用手洗いで給湯可能なものについては、あらかじめ熱湯が出ないよう設定すること。また、熱傷等の危険のある排水パイプは児童に触れない仕様にすること。

なお、保育室等用の手洗設備は、幼児の生活習慣の指導を行えるよう、保育室等内に設けることが望ましい。保育室等内に設けることが難しい場合には、できる限り保育室等に近接して設けること。

（イ）汚物流し

衛生面への配慮から、原則として汚物流しを設置すること。

児童が立ち入る可能性がある場所に汚物流しを設置する場合には、児童が外したりずらしたりすることができない仕様の蓋を設けることなどにより、感染防止及び事故防止を図ること。

（ウ）沐浴設備

乳児の保育を行う施設は、原則として沐浴設備を設けること。

乳児を受け入れる場合、沐浴設備は衛生面、安全面から本来は必要不可欠である。ただし、児童の発達段階に応じて幼児用のシャワーブースとの兼用も可能とする。

⑧ 自転車駐輪場及びバギー置場

在園児の送迎のため、自転車駐輪場及びバギー置場を設置しなければならない。なお、危険防止のため、自動車の駐車場との兼用は原則として認めない。区画数は次のとおり確保するよう努めること。

自転車駐輪場	定員数１２人につき１台以上
バギー置き場	（１歳児の定員数÷２）＋０歳児の定員数 の区画数以上

第３ 職員の配置・運営の基準

１ 職員の配置

条例

（職員）

第４３条　保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

２　保育士の員数は、乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね２０人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね３０人につき１人以上とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時２人を下回ってはならない。

附 則

５　乳児４人以上を入所させる保育所に係る第４３条第２項に定める基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、１人に限り、保育士とみなすことができる。

９　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等をいう。）が不足していることに鑑み、第４３条第２項本文の規定により算定した保育士の数が１人となる場合には、同項ただし書の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士１人に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を１人以上置かなければならない。

１０　前項の事情に鑑み、第４３条第２項に定める基準の適用については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第４条第２項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

１１　附則第９項の事情に鑑み、第４３条第２項に定める基準の適用については、当分の間、保育所が８時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であって、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

１２　前２項の規定を適用するときは、保育士(法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、附則第５項又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、第４３条第２項本文の規定により算定した保育士の数の３分の２以上、置かなければならない。

要綱

（職員配置基準）

第7条　条例第４３条第２項に規定する保育に直接従事する職員の数は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、同項に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点１位（小数点２位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数と、いずれか多い方の員数（以下「基準職員数」という。）とする。

２　開所時間中における保育に直接従事する職員の配置の基準は、次のとおりとする。

（１）保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して前項に定める計算式により算定した数以上の数とすること。

（２）常勤の保育士（法１８条の１８第１項の登録を受けた者又は条例付則第５項に定める者に限る。）が各組や各グループに１人以上（乳児を含む組やグループに係る前項と同様の方法により算定された保育士の数が２人以上の場合は、２人以上）配置されていること。

３　保育に直接従事する職員は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の職員（各保育所の就業規則等で定めた常勤のうち、期間の定めのない労働契約を結び（１年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）、労働基準法施行規則（昭和２２年厚生省令第２３号）第５条第１項第１号の３の規定により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であるものであって、１日６時間以上かつ月２０日以上、常態的に勤務し、当該保育所（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であるもの。以下「常勤職員」という。）をもって確保しなければならない。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応することなどにより、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合は、条例第４３条第２項に規定する職員の一部に短時間勤務の職員（１日６時間未満又は月２０日未満勤務の職員。以下同じ。）及びその他の常勤職員以外の職員を充てることができる。

４　前項の場合において、常勤職員に代えて短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てる場合の勤務時間数は、常勤職員を充てる場合の勤務時間数を上回らなければならない。

５　第３項の規定を適用する場合には、保育所保育指針による子どもの発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともに、これを明確にしておかなければならない。

（職員配置基準の特例）
第８条　条例付則第９項及び第１１項に規定する区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者は、次に掲げる者とする。
（１）法第７条に規定する児童福祉施設等、法第６条の３第８項、第１０項若しくは第１２項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱（平成１３年５月７日１２福子推第１１５７号）に基づく認証保育所（以下「認証保育所」という。）又は港区保育室事業実施要綱（平成１９年８月１日１９港子子第１６５２号）に基づく港区保育室（以下「港区保育室」という。）のいずれかで、継続して１年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者（継続して勤務した期間中の勤務実績が、月平均８０時間以上の者に限る。）
（２）法第６条の３第９項に定める家庭的保育者
（３）子育て支援員研修事業実施要綱（平成２７年５月２１日雇児発０５２１第１８号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者（以下「子育て支援員研修修了者」という。）
２　条例付則第１０項の規定を適用する場合は、原則として、小学校教諭が行う保育は５歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は３歳以上児を対象としなければならない。
３　条例付則第１１項の規定は、８時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、第１項に掲げる者を、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。
４　条例付則第１２項に規定する保育士は、常勤でなければならない。
５　条例付則第９項に規定する区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに条例付則第１０項及び第１１項の規定により保育士とみなされる者は、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。
６　過去３年以内に、法第４６条第３項に基づく改善の勧告、改善の命令を受けた保育所は、条例付則第９項から第１１項までに掲げる特例を適用することができない。
７　条例付則第１０項及び第１１項による特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めるとともに、条例付則第９項及び第１１項の適用を受ける者並びに条例付則第１０項の適用を受ける者であって保育に従事したことがないものに対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促さなければならない。
８　保育所の設置者は、職員配置基準の特例の適用に当たって、次の事項に留意しなければならない。
（１）職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努めること。
（２）短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないようにすること。
（３）法第４８条の３第１項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

（その他）
第１５条　給付対象施設として区から確認を受けた民間保育所にあっては、子ども・子育て支援法第６８条第１項に基づく国庫負担金の支出において、国が定める要件として求められる職員その他必要な基準を充足すること。

[平成２８年８月２３日付府子本第５７１号・２８文科初第７２７号・雇児発０８２３第１号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」]

別紙２（保育所（保育認定２・３号））

Ⅱ 基本部分

１．基本分単価（⑥）

（２）基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとすること。その際、以下の職員を充足すること。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

（ア）保育士

基本分単価における必要保育士数は以下のｉとiiを合計した数であること。また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

ｉ　年齢別配置基準

４歳以上児30人につき１人、３歳児20人につき１人、１、２歳児６人につき１人、乳児３人につき１人

（注１）ここでいう「４歳以上児」、「３歳児」、「１、２歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

（注２）確認に当たっては以下の算式によること。

＜算式＞

｛４歳以上児数×1/30（小数点第１位まで計算（小数点第２位以下切り捨て））｝＋

｛３歳児数×1/20（同）｝＋｛１、２歳児数×1/6（同）｝＋｛乳児数×1/3（同）｝

＝配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

ii　その他

ａ　利用定員90人以下の施設については１人

ｂ　保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については１人（注１）

ｃ　上記ｉ及びiiのａ、ｂの保育士１人当たり、研修代替保育士として年間２日分の費用を算定（注２）

（注１）施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。

（注２）当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。

（※）　保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第２条に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

港区保育扶助要綱

（扶助対象経費）

第１３条　区長は、保育所の設置者に対し、保育の充実を図ることに要する経費により扶助費を支給する。

（扶助費算定基準）

第１４条　前条で定める扶助対象経費に係る扶助費の算定基準は別表のとおりとし、扶助費算定単価については第６条の規定を準用する。なお、各単価は以下の要素で構成されている。３歳以上児に対する主食給食の実施に要する経費、１歳児童に対する保育士の配置を認可基準の児童６人に対し１人から児童５人に対し１人に是正するための経費～（中略）。

（１）職員配置基準の基本的な考え方

趣旨

保育所において保育に直接従事する職員は、常勤職員をもって確保することが原則であり、要綱第７条第３項、第４項及び第５項の規定により、常勤職員の定義をしたものである。

解説

常勤職員は事業主と直接労働契約を締結している必要があることから、派遣職員は、要綱で定める常勤職員には該当しない（派遣職員は、「その他の常勤職員以外の職員」に含まれる。）。

就業規則・雇用契約等において、非常勤職員やパート職員等とされている場合は、要綱で定める常勤職員には該当しない。

また、就業規則・雇用契約等で定める勤務時間、勤務日数が、要綱に規定する勤務時間、勤務日数を下回る場合は、就業規則・雇用契約等において常勤職員とされていても、常勤職員には該当しない。

ここで定める勤務とは一つの施設において行われるものであって、例えば、法人が常勤職員として雇用している者でも、必要に応じて複数の施設に勤務させる場合や、あらかじめ複数の施設が勤務先として指定されている場合など、同一の施設で１年以上継続的に勤務することを予定していない職員は、常勤職員とは認められない。

児童が安心感をもって情緒の安定した生活を送るためには、保育に直接従事する職員と、保護者及び児童との信頼関係は不可欠である。そのためには、保育に直接従事する職員は同一の施設で継続して保育を行うことが必要であることから、職員は常勤職員であることが原則であるとともに、常勤職員の定義を「期間の定めのない労働契約を結び（１年以上の労働契約を結んでいる者を含む。）」とし、最低でも１年以上継続して保育に従事するものであることを求めている。

突発的な事由で離職する職員が発生した場合には、児童や保護者との信頼関係を損なうことのないよう十分な説明を行うとともに、後任の職員との引き継ぎ期間を十分に確保すること。

保育に直接従事する職員は保育環境を構成する最も重要な要素であることから、質の確保は極めて重要である。そのため、保育士の研修受講の促進など、資質向上に積極的に取り組むこと。

また、各組や各グループにおいて、少なくとも一人以上は、十分な保育経験を有する職員が保育に従事するように職員配置を行い、保育環境の質を確保すること。

（２）保育士の配置基準

趣旨

配置すべき保育に直接従事する職員数の基準を規定したものである。

解説

条例第４３条第２項に規定する児童の年齢に応じた保育士の配置基準（以下「年齢別配置基準」という）は、認可及び運営上の配置基準である。具体的な人数は次のとおり。

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４・５歳児
児童：保育士	３：１	５：１ ※	６：１	２０：１	３０：１

※　認可基準上は１歳児おおむね６人につき保育士１人以上だが、港区保育扶助要綱に基づく補助対象となるためには、１歳児おおむね５人につき保育士１人以上を配置しなければならない。

認可時に、認可定員に対して年齢別配置基準により算出した数以上の職員を確保することが必要であるとともに、日々の運営においては、現に登園している児童数に対して年齢別配置基準により算出した数以上の職員が配置されている必要がある。

そのため、登園児童数が少ない日時においても、開園時間中は常時二人以上の職員を配置しなければならない。

また、子ども・子育て支援法第２７条に基づく施設型給付対象施設となるためには、公定価格に係る通知（平成２８年８月２３日付府子本第５７１号・２８文科初第７２７号・雇児発０８２３第１号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」。以下「留意事項通知」という。）の基準も遵守する必要がある。

（３） 調理員の配置

条例

（職員）
第４３条　保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

要綱

（調理員）
第９条　条例第４３条の規定により調理業務の全部を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成１０年２月１８日付児発第８６号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

（衛生管理）
第１４条　保育所の設置者は、保育所の衛生管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。
（３）調乳を行う場所は、保育室と完全に区画するとともに、調理や調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成１３年８月１日付雇児発第３６号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を順守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

［留意事項通知］

別紙２（保育所（保育認定２・３号））
Ⅱ 基本部分
１．基本分単価（⑥）
（２）基本分単価に含まれる職員構成
（イ）その他
ｉ 調理員等
利用定員40 人以下の施設は１人、41 人以上150 人以下の施設は２人、151 人以上の施設は３人（うち１人は非常勤）（注）
（注）調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。

趣旨

調理員の配置に関して規定したものである。

解説

調理業務の全部を委託する場合を除き、調理員を配置する必要がある。

なお、港区では、アレルギー、宗教食への配慮、必要な栄養素量の確保など、利用乳幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた適切な食事の調理がなされることを目的に、全ての園児に対する自園調理を義務付けており、外部からの搬入は認めていない。

調理又は調乳を行う職員については、定期的な健康診断に加え、月に１回以上の検便を必ず実施すること。また、労働安全衛生規則に定めるところに従い、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

また、子ども・子育て支援法第２７条に基づく施設型給付対象施設となるためには、留意事項通知の基準も遵守する必要がある。

2 施設長の要件

要綱

（施設長）
第１０条　保育所には、施設長を置かなければならない。

２　施設長は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（１）保育士であって、次のアからオまでのいずれかに該当するもの
　ア　保育所又は幼保連携型認定こども園において、１日６時間以上かつ月２０日以上、同一施設で継続して１年以上勤務した経験があること。ただし、幼保連携型認定こども園の場合は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号又は第３号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。

　イ　子ども・子育て支援法第７条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者（施設長に類する者）として、同一施設で継続して１年以上勤務した経験があること。
　ウ　保育士資格取得後において、学校教育法第１条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して１年以上勤務した経験があること。
　エ　港区保育室の施設長として、同一施設で継続して１年以上勤務した経験があること。
　オ　アからエまでのいずれかの要件を満たす者に準ずる者であって、区長が適当と認めるもの
（２）社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に２年以上従事した者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）
（３）前２号に掲げる者に準ずる者であって、区長が適当と認める者（国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）

３　前項に定めるもののほか、夜間保育所（平成１２年３月３０日付児発第２９８号により設置された保育所をいう。以下同じ。）の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者でなければならない。
４　施設長は、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ、有給（子ども・子育て支援法第２７条第１項に基づき施設型給付に係る施設として区市町村長から確認を受けた民間保育所（以下「給付対象施設」という。）にあっては、委託費から給与支出が行われていることをいう。）の者でなければならない。この場合において、２以上の施設又は他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていない者は、施設長とすることができない。

（施設長及び設置経営主体代表者の兼任）
第１１条　前条に規定する要件及び次に掲げる要件を満たし、かつ、当該法人における実施事業が当該保育所のみの場合又は当該保育所が開設した後である場合は、施設長と設置経営主体代表者を兼任することができる。
（１）公共性が確保されているとともに公正な運営がなされており、今後も引き続き適正な運営が確保できること。
（２）他に適当な人材を求めることが困難であること。
（３）当該者が常勤、非常勤を問わず、他に有給の職を有していないこと（他の団体役員等で、その職務上、当該社会福祉法人の運営に支障がないと認められる場合を除く（所長設置加算が適用されていない保育所においては、これに準ずる。）。）。
（４）定期的に福祉サービス第三者評価を受審すること。

２　前項第１号の要件を具備しているかどうかの判断は、次の基準により行うものとする。なお、社会福祉法人以外の設置経営主体については、これに準ずるものとする。

（１）理事会構成が次の要件を満たし、適正であること。
　ア　理事が適格性を備えていること。
　イ　適正な選任手続により選任されていること。
　ウ　任期が明確であること。
　エ　欠員がないこと。
（２）理事会が次の要件を満たし、適正に運営されていること。
　ア　要議決事項の審議議決が適正に行われている。
　イ　年間５、６回開催されていること。
（３）監事の業務執行状況が次の要件を満たし、適正であること。

ア　理事の業務執行状況の監査が適正に行われていること。
イ　法人の財産状況の監査が適正に行われていること。
（4）保育所の運営が次の要件を満たし、適正に運営されていること。
ア　独善的、非民主的な運営が行われていないこと。
イ　施設長としての職責を十分果たしていること。
ウ　意図的な不適正支出等があった場合、その当事者でないこと。
（5）引き続き前各号に掲げる要件を満たすことが期待できること。

［留意事項通知］
別紙２（保育所（保育認定２・３号））
Ⅲ　基本加算部分
２　所長設置加算（⑧）
（1）加算の要件
所長を配置する施設に加算する。なお、所長を配置しているか否かの認定は、おおむね次の基準によること。
（ア）その所長が児童福祉事業等に２年以上従事した者（注１）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注２）で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。
（注１）児童福祉事業等に従事した者の例示
児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等
（注２）同等以上の能力を有すると認められる者の例示
公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等
（イ）したがって施設において、２以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

趣旨

施設長の要件を定めたものである。

解説

保育所は、要綱第１０条に定める要件を満たす施設長を置かなければならない。

ここで求める施設長とは保育所の長のことである。施設長、園長などの名称にかかわらず、保育所において保育を行う児童の健康と安全に最終的な責任を負い、保護者や関係機関との連携の構築・強化、職員の資質の向上等の役割を持ち、保育所が社会的使命と責任を果たすリーダーシップを有するものを指す。したがって、保育所内の他の職員の指示により業務を行う者は施設長ではない。

施設長は専任又は専任に準ずるものでなければならないことから、一定の要件のもとに施設長と法人代表者の兼任を認めているものの、当該法人の実施事業が当該保育所のみでない場合は、事実上専任に準ずると認められない。

また、子ども・子育て支援法第２７条に基づく施設型給付対象施設となるためには、留意事項通知の基準も遵守する必要がある。

3 非常災害対策

条例

（非常災害対策）

第７条　児童福祉施設は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

２　前項の訓練のうち、消火訓練及び避難訓練は、少なくとも毎月１回は、これを行わなければならない。

趣旨

非常災害対策に関して規定したものである。

解説

保育所では、消火訓練及び避難訓練を月１回以上実施する必要がある。訓練は次の点を踏まえて実施すること。

- 実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、保育士の数や保育室等の設置階を踏まえた、実用性の高いものとすること。
- 避難訓練は、避難先を屋外（地上）とする訓練を基本とすること。

なお、国通知において「保育室等を高層階に設置するにあたっての検討事項」として、災害への備え及び避難訓練のあり方が示されているが、保育室等の設置階にかかわらず通知内容に留意した災害への備えと避難訓練を実施すること。

国通知 別添「保育室等を高層階に設置するにあたって事前に検討すべき事項」抜粋

３．災害への備えと避難訓練の実施

（１）災害への備え

① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。

② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。

③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23 年12 月29 日厚生省令第63 号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月１回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。

④ 消防法（昭和23 年7 月24 日法律第186 号）の改正により、平成26 年4 月1 日から、保育所が入居する３階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が30 名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

（２）避難訓練の実施

① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとすること。特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベータが設置されている場合には、非常用エレベータによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。

⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。

4　運営規程・重要事項説明書の作成

条例

（児童福祉施設内部の規程）
第１８条　（略）
２　保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
　一　施設の目的及び運営の方針
　二　提供する保育の内容
　三　職員の職種、員数及び職務の内容
　四　保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
　五　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
　六　乳児、満３歳に満たない幼児及び満３歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
　七　保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
　八　緊急時等における対応方法
　九　非常災害対策
　十　虐待の防止のための措置に関する事項
　十一　保育所の運営に関する重要事項

趣旨

保育所の運営についての重要事項に関して規定したものである。

解説

保育所は、条例第１３条第２項の各号に規定する項目を保育所の運営規程として定めなければならない。制定時の内容及び改正履歴は適切に記録し、いつでも確認できるよう管理すること。

作成した運営規程は、施設内の誰でも確認することができる場所に掲示すること。

運営規程に定めた事項は重要事項説明書に記載し、保護者へ丁寧に説明した上で、書面で同意を得なければならない。また、重要事項説明書の内容を更新した際はその都度保護者へ説明し、改めて書面での同意を得ること。同意書は「（別紙１）同意書様式」を使用することができるが、様式は問わない。

運営規程に記載すべき事項の詳細については次のとおりとし、「（別紙２）参考様式」を使用して作成すること。なお、次の内容が漏れなく記載されていれば、様式は問わない。

一　施設の目的及び運営の方針
（○○保育園とは…についての記載）
・保育所保育指針に沿った運営方針
・保育理念、保育方針、保育目標

二　提供する保育の内容
（保育の提供に当たり…の記載）
・関係法令に基づく保育内容
・保育園の主な行事

三　職員の職種、員数及び職務の内容
・職種ごとの定数、勤務体系、委託業者、嘱託医の連絡先

四　保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
・開園日、休園日、開園時間、保育時間（標準時間・短時間・延長）、土曜保育、慣らし保育

五　保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
・利用者の負担金（給食費、延長保育料）
※保育にかかる実費は委託費に含まれているため、保護者からの徴収は原則認められません。

六　乳児、満３歳に満たない幼児及び満３歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
七　保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
八　緊急時等における対応方法
　・緊急搬送時等において関係機関への必要な情報提供
九　非常災害対策
　・天災地変等の非常時・災害時の対応
　・広域避難場所の記載
十　虐待の防止のための措置に関する事項
　・虐待防止マニュアルに基づく施設の責務
十一　保育所の運営に関する重要事項
　・保育園のしおり兼重要事項説明書、同意書について

なお、既に開設している各私立認可保育園で規定している運営規程においても、改正の際などに「（別紙２）参考様式」を参考に見直しを行うこと。

５　その他

条例、施行規則及び要綱に規定した認可基準及び本基準解説に記載した事項は、保育所設置に当たって満たさなければならない基準であるだけでなく、開設後も認可施設として継続して満たしていなければならない基準である。

保育所開設後、一時的に基準を満たさない状況が発生する場合は、その状況の程度や改善までに見込まれる期間にかかわらず、必ず、当該事実を認知後ただちに区に相談し、指示を仰ぐこと。

当該相談を怠った場合、その状況の程度や改善がすでになされているか否かにかかわらず、相談をしなかった事実そのものが指導の対象となることに留意すること。